

マ ラ ヤ の 女 性

——Kedah 州における現地調査——

梅 田 輝 世

1 は じ め に

この報告は、昭和40年7月5日から8月31日までマレーシア地域調査班に加わり特にマレー女性の生活を中心に調査した結果えられたものである。なにぶん2カ月たらずの短期間で満足な調査はできなかったが、ここでまず調査経過を、次にその結果を報告したい。

マレーシアに到着後最初の2週間は、首都クアラルンプール (Kuala Lumpur) に滞在した。ここではマレー女性の生活を知る一方、国立言語教育局 Dewan Bahasa dan Pustaka に日参してマレーのイスラムについて、またマレー人の慣習についての概要を学んだ。

その後すぐ、マレー班の基地、アロール・ジャングス (Alor Janggus) に入ったが、ケダー州の1州会議員の好意により州都アロール・スター (Alor Star) にあるその家に住込むことができたので、ここからアロール・ジャングスにバスで通うことにした。アロール・ジャングスは、『東南アジア研究』3巻1号、2号に記されているように、マレー半島北西部ケダー州の稲作地帯に位置し、アロール・スターからバスで約30分のところにある田舎町である。ここでは、バスの終点から最も近いクバン・シム村 (Kampung Kubang Siam) を中心にマレー女性の生活と、女性に関する慣習 (adat) について可能な限り調査した。

これと並行して、アロール・スターでは折よく当地滞在中の関西大学藤本教授についてムスリム法廷 Mahkamah Sharia に行き資料を得る一方、宿主たる州会議員の案内で州内を広く見学することができた。以下、この結果報告である。

2 婚 姻

女性の生活の場は家庭である。したがって、婚姻及びこれに関する問題に関心がむけられる。この意味から、まず婚姻をとりあげ順次マレーの女性について述

べることにする。

i) 婚姻相手の選択

マレー人の婚姻年令は一般に低い。適令期は男性が20～21才、女性が16～18才頃といわれる。婚姻相手の選択は、普通両親または親族が本人の意志を尊重しながら行なう。しかしイスラム社会の通例で、婚姻前の若い男女が自由に交際する機会などほとんど与えられていない。そのうえ婚姻年令が低いことから、女性の場合は特に親の意見を尊重するよう強調される。これは個人としての若い女性の意志が認められていないというよりはむしろ、女性は自分の意志を明示しえる立場におかれていないし、また“内気”“従順”が女性の美德と考えられているからであろう。

さて、相手の選択は先ず男性側から働きかけられる。この際女性側に求められる条件は、コーランを上手に読む能力を必須とする。これは、khatan kuran 又は serah khatan と言う式 (p. 136参照) を済ますことにより認められる条件で、このため婚姻決定以前に形式だけでもこれを完了しておく必要がある。そこで、婚姻直前に急いで略式に khatan kuran を済ましてしまう例もかなりあるらしい。この条件以外には、他の社会に於けるのと同様、家の良さ (社会的地位・財力があること)、女性の技能 (料理・編物・縫物の) 及び女性自身の人柄が問題となる。女性の貞節は婚姻後も強調される。

婚姻の障害として、中国人社会でみられるような同姓不娶の慣習はないが、コーランに規定されるイスラム法による制約が存在する。つまり男性は同時に5人以上の女性との婚姻 (Quran 4:3)、血族 (母、姉妹、娘、孫、父方母方の祖母とおば、従おば、兄弟姉妹の娘、その孫等)、婚族 (配偶者の母、自分の息子の配偶者等)、義理の関係 (義母、義母の娘、異父母の娘、乳母、乳姉妹、配偶者の連れ子で自分が後見している継子) にあたる女性との婚姻、既婚女性との婚姻、及び姉妹、おばと姪、母娘 (実、義理を問わず) の間柄

にある女性と同時に婚姻することを禁じられている (Q. 4; 26, 27)。

また男性はキリスト教徒やユダヤ教徒の女性との婚姻を認められるが (Q. 5; 7), 女性は非イスラム教徒との婚姻は絶対に許されない (Q. 2; 220, 221)。州のムスリム法 (Gazette. Government of Kedah. 1963, 5.) でも、この規制違反者に対する罰則が男女共に規定されている (Gazette. 149, (1), (2), 151, 152)。とりわけ女性の場合、イスラム教徒以外の男性と親しくするだけでも罰せられ、このような罪を繰返せば州のイスラム議会 Majlis Ugama Islam が指定した家に委託され、監視されることになる (Gazette. 149, (3), (4))。

要するに、適令期をひかえた息子を持つ親により行なわれる婚姻相手の選択は、先ずイスラム法の規制に反しないもの、khatan kuran を済ませたものという限定のうえで、家の良さ、本人の技能、人格等を考慮しながら進められるのである。

ii) 婚姻の調整と儀礼

婚姻相手の選択が済むと、先ず男性側の男親または血族の最も近い親族が相手の女性の男親に指輪をおくり、婚姻の可能性を打診する (chinchin tanya or menyebut)。

この打診が受け入れられない場合は3日以内に指輪が返却されるが、受け入れられると大体1週間後、男性側で結納 hantaran belanja を納める日が決められる。menyebut の時、承諾するか否かを決め返答するのは、未婚女性 anak dara の場合女性自身でなく彼女の wali (後見人) である。wali はマラヤでは父か、父なき時は父方の兄弟になるが、親族・縁者が全くいない未婚女性の場合及び正当な理由なく wali が婚姻同意を拒否する場合は、その女性が在住する区域 kariah (karuya) の Kathi (Kedah では Imâm が代行することもある) が wali の代理となる (Gazette. 116, (4))。anak dara は男性からの申し込みを直接受けられないし、また直接承諾も表示し得ない。すべて wali を通じて行なわれる。男性の直接申し込み

をうけ、これに自分の意志で直接承諾できるのは結婚の経験をもつ、夫と離死別した女性 janda だけである。

結婚式の日どり、婚姻契約金 mahar=mas kahwin の額、婚資金 belanja kahwin の額、その他の条件は、婚姻申し込みの承諾の時双方の wali と親族によって決定される。mahar=mas kahwin は、婚姻契約の時妻になる女性に必ず支払わねばならないもので、その所有権は女性自身にある。wali や親族がこれを得ることは許されない。この支払は一度に全額を現金で支払わなくともよく、credit が可能である。普通は契約式のとき現金で一部を支払い、残りは夫の死亡か離婚のときに支払われる (Fyzee, A.A., *Outlines of Muhammadan Law*. London, 1955. pp. 110~122)。Kedah ではこの額は 24M\$ である。婚資金 belanja kahwin も一度に現金で支払う必要がなく credit が可能であるが、janda の場合は dara の場合よりも安くなっている。しかも先の mahar と異なりこれがなくとも合法的婚姻成立が可能である。

menyebut から普通約1カ月後婚約式 menghantar belanja が行なわれ、婚資金は華やかな行列とともに女性の家に運びこまれる。そして婚資金, mas kahwin 及び贈物 harga pemberian が Kathi (Imâm) と2人の証人の立会の下に男性側から女性の wali かその代理者に渡される。この時 Kathi (Imâm) は、これらの金額及びその支払い方法、贈物の内容を詳細に書きとめておかねばならない。このときの贈物には、宝石を使った指輪1つ chinchin sa-bentok. 衣装1組 sa pasang

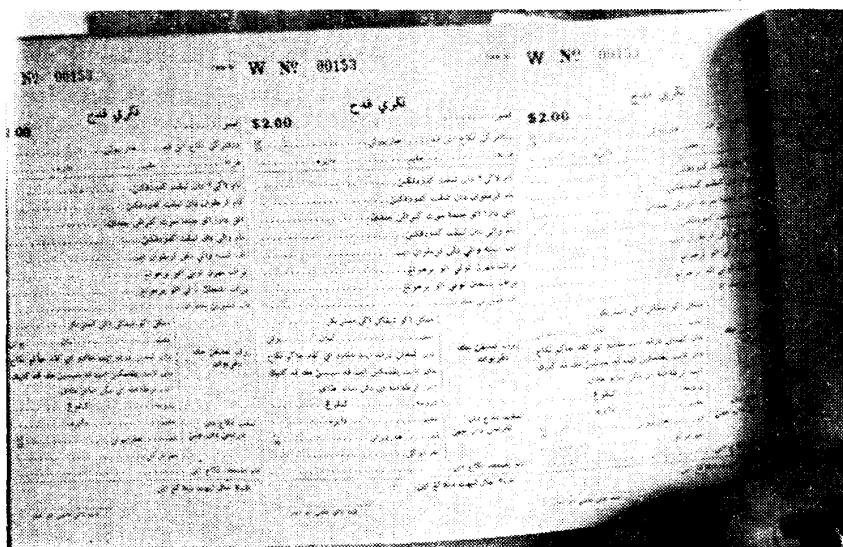


写真1 婚姻の登録書式

pesalinan (sarong と baju からなるマレー人正装用のもの), 装飾品などがよく用いられる。

婚約破棄については, 男性側からの破棄では mas kahwin と hantaran belanja のすべてを, 女性側からの破棄では受取ったものすべてをそれぞれ相手側に渡すよう規定されているだけで (Gazette. 119), これ以外に何ら規定はない。

イスラムで要求される婚姻に伴う儀礼は, akad nikah (Arabic: 'aqd nikâh), 婚姻契約だけである。婚姻

契約は新婦になる女性の wali がその女性の在住する地区 karia の Kathi (Imâm) に要請し, この Kathi (Imâm) と 2 人の証人の前で新郎と, 新婦の wali もしくはその代理者 wâkil が宣誓を行なうだけのもので, Kathi (Imâm) が婚姻登録簿に登録して完了する。この登録簿の写しは登録料と引き換えに新婦新郎に 1 部ずつ渡される。婚姻登録の書式は写真 1 および書式 1 の通りで, 先の婚約式での記録も記入される。時によってはこの akad nikah の時に mas kahwin や

書式 1 (Romanized)

negeri Kedah		
no.	\$ 2.00	
di daftarkan nikah itu pada	haribulan	13 19
karuyah	mukim	dairah
nama laki laki dan tempat kedudukan		
nama perempuan dan tempat kedudukan		
anak dara atau janda serta keterangan jandanya		
nama wali dan tempat kedudukan		
apa nasabah wali dengan perempuan itu		
berapa maharnya tunai atau berhutang		
berapa belanjanya tunai atau berhutang		
apa pemberian jika ada		
rupa ta'liknya jika di perbuat	mengal aku tinggal akan isteri naku	
	bint lamanya bulan	
tempat nikah dan tarikhnya dan jamnya	dan kemdian daripada itu mengadu ia kapada hakim nikah	
	dan nyata yangdimakinya itu pada sisinya mak pada	
	kutok itu tertalakhlah-ia depan satu talak	
	di rumah kampong	
	mukim	daira 13
	pada	haribulan 19
	jam pukul	
nama yang meakad nikah itu		
apa apa hal lihat di belakang itu		
tanda Kathi atau Imâm		

書式1 (日本語)

ケダ州 [婚姻登録]

番 号 \$ 2.00

この婚姻の登録は.....による 日 附 13.....
19.....

教 区 区 域 郡

男性の氏名とその住所

女性の氏名とその住所

anak dara か janda か, janda の証明と共に.....

wali の氏名とその住所

wali とその女性との間柄はどんなものか

現金(支払)の mahar の額もしくは負債の額

現金(支払)の belanja の額もしくは負債の額

もしあるならどんな贈物 pemberian か

私の妻を構わずにおく理由
..... の娘 その期間 月
もし行なうなら
その ta'lik の型^②
その後に婚姻の裁判官に彼を告訴する
また第1回のタラークのとき3度のタラークをかためてするか
母親側の侮辱が明らかなきとき彼を告訴する
..... の家で 村
婚姻の場所 管 区 区 域
その日とその時間 から 日 附
時 間

その婚姻式をとりきめる人の名前

これ以後、この書面によりすべて参照する。

.....
Kathi もしくは Imâm の署名

pemberian が渡されることもある。

書式1において① janda の証明とあるのは、janda であることを示す証明書で、(1)夫の死亡証明書、(2)施行中の法の下に発行された離婚証明書かその copy、(3)その女性が4ヵ月以上在住する karia の Kathi (Imâm) が発行した janda であるとの証明のいずれかのことで (Gazette. 117), janda が再婚の場合、予め Kathi (Imâm) に janda の証明書を提出しておく必要がある。勿論このとき、後で述べる再婚禁止期間

edah (Ar. 'iddat) の後で合法的婚姻が成立する。また、②ta'lik とあるのは nikah berta'lik のことで、婚姻契約に際してとりきめた条件を夫が遺棄すれば自動的に婚姻解消が成立する仕組みになった結婚のことである。

akad nikah の場所については、州法では原則として karia のモスクと指定し、Kathi (Imâm) の許可があれば他の場所でも良いと規定しているが (Gazette. 118), しかしよほど特殊な例でない限り新婦の家で行なわれる。

ムスリムとして法的に必要なのはこの akad nikah と mahar だけである。しかし実際に婚姻に際して問題となるのは、慣習 adat に基づいた婚姻儀礼で、村落地域では特にこの方が中心となる。この儀礼が派手になり大きなものになればなるほどその費用はかさみ、belanja kahwin も pemberian も高価になってゆく。そして kenduri kahwin という披露宴では、料理のために殺された水牛の数がその宴の、ひいては婚姻儀礼の盛大さを象徴する。

kenduri kahwin は普通新郎新婦両家で行なわれるが、先ず akad nikah の日の夜、又は翌日に新婦の家で行なわれる。ただ村では数カ月後、kenduri (供宴) を行なうために、収入があり更に時期的にも雨の少ない収穫後に行なうことが多い。また、新婦の家だけで行なうこともある。さて、kenduri kahwin は bersanding という儀礼で始まる。この儀礼は kenduri に出席した人々の前で、新夫婦が王座のように飾りたてられた座席 (pelamin) に並んで坐り人々から祝福をうけるだ

けのものであるが、この時初めて新夫婦が顔を合わせ、この後名実共に夫婦として公認されることになる。つまり、bersanding を行なうまでは、合法的に婚姻が成立していても夫婦として公認されないし、お互に顔を合わすことも禁じられているのである。都会の高等教育を受けた人達でも華やかな bersanding を行ないその盛大さを競いあっていることからしても、依然として bersanding が慣習的に婚姻儀礼の中心であると考えられよう。そしてこの式の後に音楽入りの賑やかな供宴 kenduri が続く。しかし、anak dara 以外の女性、janda の婚姻では bersanding が省略されることも少なくない。

この bersanding の際、新郎新婦共、マラヤの民族衣装を身につける。図1に示すように伝統的マラヤ正装で、慣習として続いているきまった装飾品がつき、その1つでも欠けることは許されない。

また、現在ほとんど行なわれていないが、新婦が akad nikah の前夜、イナイ (*Lawsonia inermis*) の葉を利用し手足を赤く染めて飾る慣習もある。

これは、イナイの樹の葉を石でつぶし、どろどろにしたものを両手指先に塗布して1晩そのままにしておいて赤く染めつけるもので、同様にして、両手掌に丸く、両足のつま先からくるぶしまで足裏に平行して1本の線状に染めつける。こうして、peramin に坐る新婦をより華やかにするのである。

3 離婚と再婚

マレー人社会の離婚率は驚ろくほど高い。例えばマラヤに於けるマレー人の毎年の婚姻件数と離婚件数とを比較すると (Djamour, J., *Malay Kinship and Marriage in Singapore*. 1959. pp. 135-7), 離婚件数は婚姻件数の半分またはそれ以上になっている。1948~57年の統計でみると (Shirle Gordon, "Marriage/Divorce in the Eleven States of Malaya and Singapore" *Intisari*. II, No. 2.

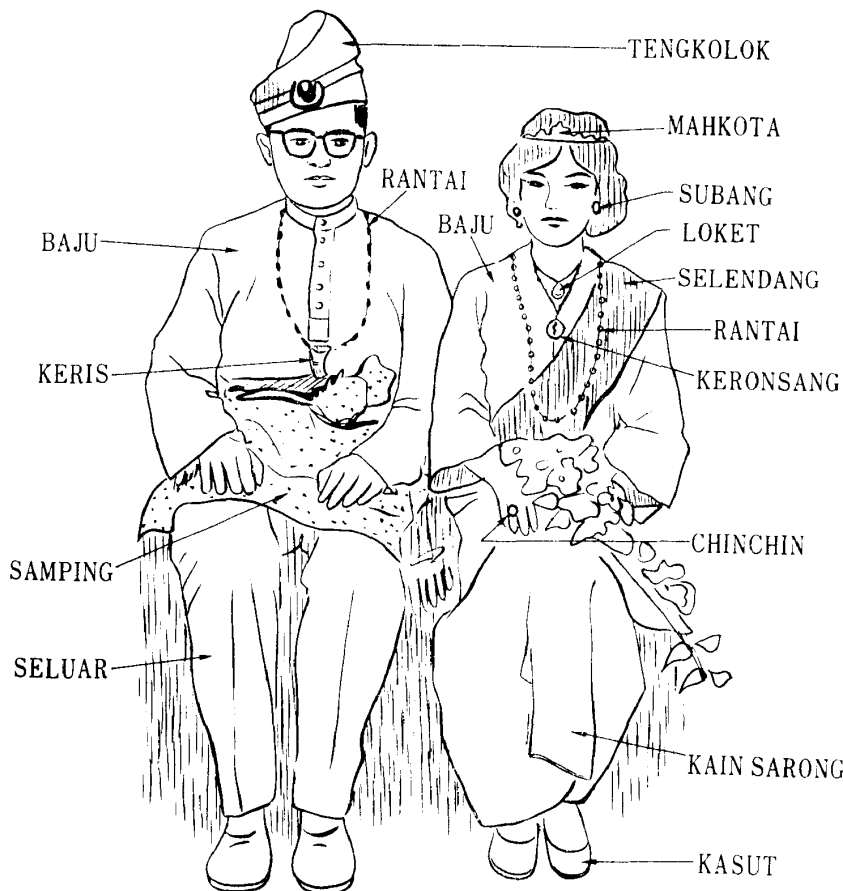


図1 Malay wedding ceremonial dress
Rakaian adat bersanding Melayu

1965. pp. 24-32), Kedah の場合離婚件数は婚姻件数の 61%強となっている。これは Trengganu や Kelantan の 70~77% という数に比べると少し低いが, Johore, Malacca, Selangor などの 30~40% とでは相当差がある。更に, 表 1 で示す Kedah 州の 64 年の数字を比べても, 50% もの高率である。もちろん, このような数字だけでは如何ともしがたいが, Kedah では, 離婚率が高いという点は疑えない事実である。

イスラム法で認められる婚姻解消法は, (1) 配偶者の死によるものか, (2) talak (Ar. ṭalaq), (3) cherai ta'alik (Ar. ṭalaqi ṭa'liq), (4) fasah (Ar. faskh), (5) khok or kholo' (Ar. khula) なる型の離婚によるものがある。

第(1)の場合, 配偶者の死亡により婚姻が自動的に解消されて男性は直ちに再婚できる。しかし女性は夫の死亡の日から 4 カ月 10 日の再婚禁止期間 eddah (Ar. iddat) を済ませた後でなければ婚姻を結べない (Q. 2; 234)。ただ, 夫が長期間行方不明で死亡したと信じられた場合は, 妻の申請によって妻が 4 カ月以上在住する karia の Kathi が夫の死亡推定証明書を発行する。この証明書を得了後は自由に婚姻できる (Gazette. 129, (1), (2))。

離婚のうち最も一般的なのは第(2)の talak によるものである。これは夫が妻に離婚の意志を告げることによって成立する。つまり男性の一方的宣言で成立する離婚である。この場合 edah は 3 カ月 10 日 (100 日) で (Q. 2; 234), もし妊娠中の場合, 出産と同時に edah が終る。また正式に婚姻契約を行なっている場合, 事実上婚姻生活をしないで離婚する場合, edah を守る必要はない。さてこの edah の期間中あるいは妻の妊娠期間中, 夫は妻を扶養する義務があり妻はこれを 4 カ月以上在住する Karia の kathi に申請し夫から受ける権利がある (Gazette. 134, (2))。しかし実際にこうした義務を果たす男性は僅かであり, このことが女性の立場をより不安定なものにしている。

離婚した当人同志が edah のあいだに再婚することは可能である。このような再婚は rojoh (Ar. ruju'a) とよばれる。しかし rojoh が許されるのは 2 度の talak までで, 3 度目の talak と同時に婚姻は解消し女性の edah 中の取消 rojoh はできない。この場合, 当事者間の再度の婚姻は, 離婚した女性が 1 度他の男性 (chinabuta or muballil) と婚姻し更にその男性と合法

的に離婚して edah を終えた後でなければ成立しない (Q. 2; 230)。従ってこの場合, 婚姻に際しては mahar が必要となる。

なお, 妊娠中の talak の場合, 前述のごとく, 出産と同時に離婚は成立する。但し子供の授乳を終らせたい場合は 2 カ年以内の授乳が許される。この間母子共に夫から扶養を受ける権利をもつ (Q. 2; 233)。また edah 中に当事者の一方が死亡した場合, 生存者の方は婚姻中に於けると同等の遺産相続権を有することになっている。

第(3)の cherai ta'alik による婚姻解消法は, 婚姻契約の時契約した条件が遂行されない場合, 妻が Kathi もしくはカーディ法廷 Mahkamah Kathi に告訴し, 認められれば成立する離婚である。第(4)の fasah は婚姻の法的無効のことで, 配偶者の一方または双方が婚姻生活を続けていけない身体になった場合, 激しい環境の変動による夫婦間の危機の場合 Kathi もしくはカーディ法廷に訴えて成立するものである。この場合, 法廷はムスリム法に従い 2 人の調停人 hakim を指名し, 夫婦に 1 人ずつつけてその解決を計る義務がある (Gazette. 126, (1), (2), (3))。その他正当な理由がなく 4 カ月以上夫が家を空けて扶養の義務を果たさない時, また家にいてもこの義務を果たさない時, 妻は Kathi かカーディ法廷に告訴し婚姻の解消を申請しうる。

第(5)の kholo' による場合は, “双方がアッラーの掟を守りえなくなった場合, 女性の方で自分の身を贖いとっても両人の落度にならない” というコーラン 2 章 229 節からきた離婚で, 普通妻が mahar の分与金 (mut'ah) を放棄するか, 夫に報酬をする代償として同意を得て成立する。もちろん女性の親族からの出費でも夫が同意すれば成立することになる。ただこの場合でも edah 中の妻の扶養は夫の義務である。そして

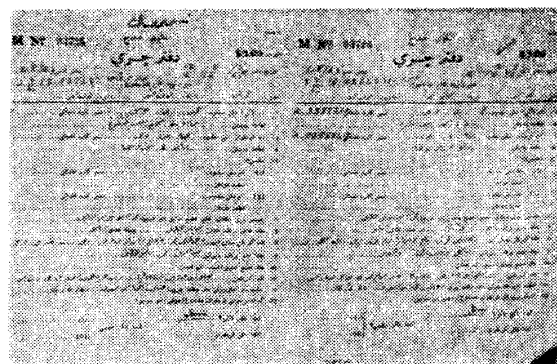


写真 2 離婚の登録書式

この場合当事者同志の再婚は、正式に契約をもって行
なわねばならない。 書式3の通りである。

なお、離婚しようとする者はその意志を決めてから
4カ月の猶予をおくことが求められ(Q. 2; 226),
妻の生理中の talak は非合法ではないが良いことでは
ない。talak の場合、夫は7日以内に離婚した土地の
Kathi (Imâm) に報告しなければならない。報告をう
けた Kathi (Imâm) は登録簿に記入し、その証明書を
発行する。(Gazette. 121) また edah 中の再婚 rojoh
の場合は直ちに離婚を登録した Kathi (Imâm) に申し
出なければならない。離婚 churai と再婚 rojoh の
登録書式は、それぞれ写真2, 書式2および写真3,

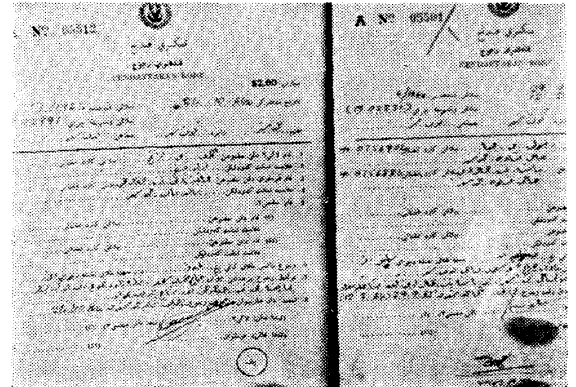


写真3 再婚の登録書式

書式2 (Romanized)

negeri Kedah		
daftar churai		
biran \$ 3.00		
tarikh daftar pada	daftar number	
number usaikah nikah atau rojoh		
mukim	karuyah	daira
1. nama laki laki dengan sapenoh number kard pengenalan		
2. tempat dudokan		
3. nama perempuan dengan sapenoh number kard pengenalan		
4. tempat dudokan		
5. saksi saksi :		
(1) nama dengan sapenoh number kard pengenalan		
tempat dudokan		
(2) nama dengan sapenoh number kard pengenalan		
tempat dudokan		
6. jenis churai (talak khula fasah ta'alik itu fasah)		
7. jika talak berapa talak-nya dan jumlah talak		
8. apa keterangan talak itu		
9. jika khula berapa bayaran-nya		
10. jika fasah ta'alik / fasah apa fasalnya		
11. apa keterangannya		
12. tempat dan haribulan dan waktu churai		
13. keneka berchurai perempuan menyandong / hidah / atau suchi		
tanda tangan laki laki	tanda tangan saksi saksi (1)	
tanda tangan perempuan	(2)	
.....		
tanda Kathi atau Imâm		

書式 2 (日本訳)

ケ ダ 州
離 婚 登 録

金 額 \$ 3.00

..... 日に登録された

登録番号

破棄された婚姻もしくは再婚の番号

区 域

教 区

郡

1. 男性の氏名, 詳細に 身分証明書 (I.D. Card) 番号
2. 住 所
3. 女性の氏名, 詳細に 身分証明書番号
4. 住 所
5. 証 人
- (1) 氏 名, 詳細に 身分証明書番号
- 住 所
- (2) 氏 名, 詳細に 身分証明書番号
- 住 所
6. 離婚の種類 (talak, khula, fasah ta'alik 即ち fasah)
7. もし talak なら幾度の talak か talak の総計
8. その talak の証拠は何か
9. もし khula なら, その賠償 (支払金) はいくらか
10. もし fasah 離婚なら / どんな内容で結婚を取消すか
11. その証拠は何か
12. 離婚の場所, 日, 時刻
13. 離婚する女性の状態, 妊娠中か / 生理か / 清浄期間か
- 男性署名 証人署名 (1)
- 女性署名 (2)
- Kathi か Imâm の署名

表 1

以上, 離婚の方法とその処理を述べたが, 女性側からの正当な離婚請求は kholo' だけである。この割合は表1で明らかのように, 全体の離婚数 (churai で総括してある) に比べて, 3%, 婚姻数に比べると1%にすぎない。これは kholo' が女性側の出費を伴うため, 家庭内の主導権をもてない女性が多いこの世界では当然のことと考えられるが, この問題に対する女性側の処置として, 女性が家出したり, いやがらせ作戦をとり男性に talak とさせるようしむける方法がとられると

nama dairah	nikah	churai	rojuh	berkholok
Langkawi	168	77	26	1
Kubang Pasu	841	475	94	0
Kota Star	1,509	745	184	34
Padang Terap	143	55	8	0
Yen	375	196	51	0
Sik	291	115	19	7
Kuala Muda	644	337	96	34
Baling	701	397	141	0
Kulim	251	131	35	8
Bandar Baharu	182	61	17	2
jumlah case	5,105	2,589	671	86

1964年 Kedah 州 Mahkamah Sharia 登記簿控より結婚, 離婚の項抜萃

書式3 (Romanized)

negeri Kedah		
pendaftaran rojoh		
biran \$ 2.00		
tarikh di daftarkan pada	bilangan pendaftar	
	bilangan usaikah churai	
mukim	dairah	jajahnya
1. nama laki laki dengan sapenohnya bilangan kard pengenalan		
2. alamat tempat kedudokan		
3. nama perempuan dengan sapenohnya bilangan kard pengenalan		
4. alamat tempat kedudokan		
5. nama saksi saksi :		
(1) nama dengan sapenohnya bilangan kard pengenalan		
alamat tempat kedudokan		
(2) nama dengan sapenohnya bilangan kard pengenalan		
alamat tempat kedudokan		
6. rojoh di atas talak kali yang dan jumlah talak yangtelah di churai		
7. berlafadz rojoh berhadapan		
.....		
8. tempat dan haribulan dan waktu rojoh		
9. (tanda tangan) laki laki (tanda tangan) saksi saksi		
		(1)
(tanda tangan) perempuan	(2)	
.....		
tanda Kathi atau Imâm		

いう。

しかし何といっても離婚は女性にとって扶養者を失うことであり、生活の安定が崩れることである。また女性自身に何らかの欠陥があると噂されるものにもなる。このため離婚、再婚の数が多くても、大抵は離婚されたという事実を遠ざけておきたいとの感情を少なからずもっているようである。

4 家庭内における女性

家族は親子からなる核家族が多く、この単純家族における女性の日常生活は、家事全般、料理、掃除、洗濯、子供の世話と、宗教的規制を除けば他の社会と全く変らない。ただ村では、よほど裕福な家庭でない限り妻が仕事をして家計を助けなければ経済的自立は望めない。そこで稲作地帯では苗代作りと田植えはほと

んど女性の仕事となり、刈入れの時にも女性が仕事をして収入をえている。このため女性の発言権が強い場合もあるが、原則として女性は家長たる男性の下にあり、毎日の食料ですら、男性の手で購入される家庭も少なくない。

女性が家庭外に出て活動するのは喜ばれない。もちろん、都会の女性や高等教育を受けた人々の間では、同性、異性を問わず握手をして挨拶を交し、食事を共にするが、普通は、町でも村でも初対面の異性客の接待は、すべて男性（主人か長男）にまかされ、女性は台所で料理するだけである。村の旧家では食事男女別にとり、外来客も男性はその主人と長男の接待で客間で、女性客はその家の女主人と共に奥の部屋で食事する。女性の活動する場、台所や奥の部屋には (p. 133 参照) よほど親しい男性でない限り入れない。

書式3 (日本語)

ケダ州

Rojoh 登録

金額 \$ 2.00

..... 日に登録された

登録番号

破棄された離婚の番号

区 域 郡 教 区

1. 男性の名前, 詳細に 身分証明書 (I.D. Card) 番号

2. 居住場所

3. 女性の名前, 詳細に 身分証明書番号

4. 居住場所

5. 証人たちの名前

(1) 名前を詳細に 身分証明書番号

居住場所

(2) 名前を詳細に 身分証明書番号

居住場所

6. 回の talak による再婚 離婚するまでの talak の総計

7. の前で再婚を表明する

8. 再婚の場所と年, 日附

9. (署名) 男 性

(署名) 証人

(署名) 女 性

(1)

(2)

.....
Kathi か Imâm の署名

以上のような男女間の距離は、女性の地位が非常に低く、女性は家長の下に家の中に入りこんでしまって個人的な自由を持っていないというように受取られそうだが、彼女達もそれなりの自由を持っている。男性が主婦の仕事を甘くみているとか、男性が女性よりも優位にあるとかいうことは認めているが、自分達の立場を卑下することはない。それどころか、家庭内では家事万端の支配者であるが如く振舞っている。1日5回の礼拝。3度の食事とこれに付随する仕事。この間に田に出て働いたり、魚を釣ったり、家の中で喋りながら編物、縫物をしたり、雑用の繰返しである単純な生活のなかで、彼女達は彼女らの自由になる範囲で満足し、楽しんで生活している。

ここで家庭生活でおきる問題をあげ、その内容と彼女たちの見解を明らかにしてみよう。

i) 親との同居 新夫婦は婚姻後第1子の誕生まで

親の家に住むのが普通で、複婚か再婚でない限り、期間はともあれ大抵親と同居する。即ち bersanding の後、新夫婦はそれぞれの実家に等分に居を移し、その滞在期間を次第に長くしてどちらかに落着くという習慣から親との同居は余儀なくされる。この場合女性の側からすると女性の実家に落着くのが歓迎される。男性の実家に同居する場合、嫁と姑との対立がおこりやすい。この両者の対立が夫婦の危機をよぶこともあるという。この点から女性の両親と同居するのが良いと、さる kampong の女性が心得顔に言っていた。

ii) 育児 子供の数は4～6人、男女半々か女子を多いめにもつのを理想とする。子供が無い場合または、男児か女児が欲しい場合養子をとられる。養子はマレー人だけに限らず、中国人、インド人の子供も含まれ、その取扱いは実子と変りないという。

育児は自然のままに行なわれ人為的な工夫はほとんど

どされない。子供が泣けば授乳し、授乳が不必要になれば離乳食を与える。離乳期は1～2年で離乳食にはミルク、卵、肉類、馬鈴薯の他軟らかく炊いた粥状のごはんを用いる。乳幼児の口には“乳首”をかませてあり4才の子供でも就寝時に用いるという。また歩行前の子供の足首には鈴をつけた金属製の輪 (lantai kaki or guling kaki) をはめている。泣く子をあやす時鈴を鳴らすのだとか、よく歩けるようにはめるのだとか言うが特別な意味はないらしい。歩行は13カ月頃から歩行器など一切なく、自然に歩きだすのを待つ。排便は2才頃から躰け、それ迄は chawat という長方形のボロ布を腰にあてる。3才をすぎると1人で便所に行くことになるが、おねしょその他の失敗についてはあまりひどく叱ることはない。マレー人の家屋構造が簡単であり、処理が容易にできるからであろうか、“Kotorlah!” (きたない!) “Bukan.” (駄目よ) ぐらいで後はボロ布で拭きとるだけである。女性が育児面で特に重視するのは、上手に歩き、走り、話すことであるというが (Djamor, J., op. cit. p. 100), Kedah では特に考慮していない。ただ万国共通の母親の願いをもつだけである。

子供の躰は普通母親が行なう。小言、打つ、つねるという制裁の外、納屋に閉込めることもあるが、より重い制裁は父親が行なう。6才から小学校に通う子供たちは、午後をコーラン塾ですごす。学校でも週数時間、コーランが教えられるが、塾では毎日 (金曜日以外) 宗教先生 guru agama がコーランの読みかたを教える。この頃から女兒は家庭の雑事のうち簡単な手伝を始め、母親が家事全般のこと、編物、料理など徐々に教えこむ。こうして初潮の始まる11～12才頃には母親の立派な助手になる。

iii) 避妊と墮胎 子供が多く (7～8人、時には13人もの子供をかかえている)、裕福でない人々は、避妊薬を用いたり、公認はされないが墮胎も行なっている。しかし期待に反して生まれた子供でも、子供は非常に可愛がる。避妊薬にはココナツの水、それに ubi langkenang と称する山芋の類がもちいられる。ココナツの水は毎日コップ1杯飲用しその水で腹部をさすとのことであり、ubi langkenang は、切って水に入れ加熱したものを毎日飲用するという。これらの効果は当然望めない。

墮胎法には、妊娠後3カ月頃腹部を激しく揉み、揉

み下してしまう方法がある。これには専門家がいて1人につき30M\$の費用がかかる。普通村での最低生活費が1カ月50M\$という点からするとこの30M\$は高いが、子供を一人前にするまでに行なう慣習 adat で費す現金支払だけでも最低28M\$はかかる故、生んで育てるよりは遙かに安い。しかし大抵は村の呪医 bomoh とか、呪医と産婆を兼ねた bidan kampung のところで教えてもらった薬を服用する。bidan kampung はマレー人の慣習 adat, 特に妊娠、出産にまつわる女性の adat に重要な役割を果し、女子の割礼も行なう。呪医をかねた産婆で女性の相談役にもなる。墮胎薬に用いるものは, towas (明礬), koporboros (樟脳), sintok (髪洗いに用いる、樹皮の粉末), それに misan という, nipah ヤシの実の蜜のような部分とがある。明礬はココナツ水に溶かし、樟脳はアイスクリーム・ソーダと共に, misan は水と共に飲用する。いずれも生理が来るべき日がないとき1日に2～3回飲用すれば効果があるという。最も効果的な墮胎薬は, sintok と gula merah (赤砂糖) を水に入れ混ぜ合し、これに樟脳の粉末を加えたものという。

反対に子供が欲しくともできない時, bomoh に祈願を依頼し, bomoh が祈りをこめて作った sireh pinang を細かく切りきざんだものを食べるといいという。

iv) 複婚 イスラムで男性の妻帯を4人まで許しているため、複婚の例は多い。複婚の場合、男性はその第1夫人に同意を得て行なうことになっているが、実際にこの同意を得るのはむずかしく、うやむやのうちにに行なわれる。また女性側も生活の不安を恐れてこれを黙認するのが現状である。複婚の場合、男性は数カ月間新しく迎えた妻と共に過すことができるが、その後はすべて平等に妻達を扱う義務がある。普通は、夫人たちの家を順に泊ってゆくが、時としては同一家屋内に2人の夫人が同居することもある。しかしこの例は僅少である。同じ夫をもつ女性間の対立は多く、互に牽制し合い反撥し合うが暴力沙汰になる例はなく、そのうちに男性がどちらか一方に落着いてしまうことになるらしい。

複婚に対する女性の意見は様々で、30代以上の村の既婚女性は宗教で定められたことだから仕方ないとあきらめ、何の反撥もこないが、20代の女性は家を出るとか離婚させるとかいきまぐ。そして10代の anak darah

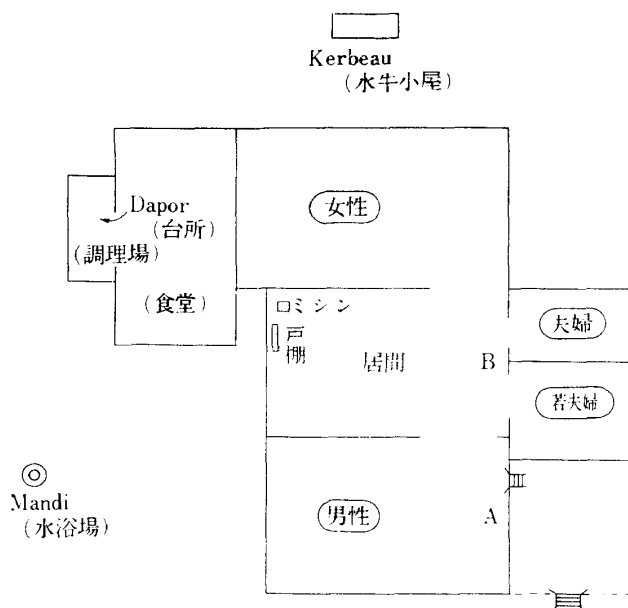


図 2 〔夫婦：2組
子供男性—5人〕

註 ○は就寝場所，A：男性来客との談話場所，B：女性来客との談話場所，〔 〕内は家族の数

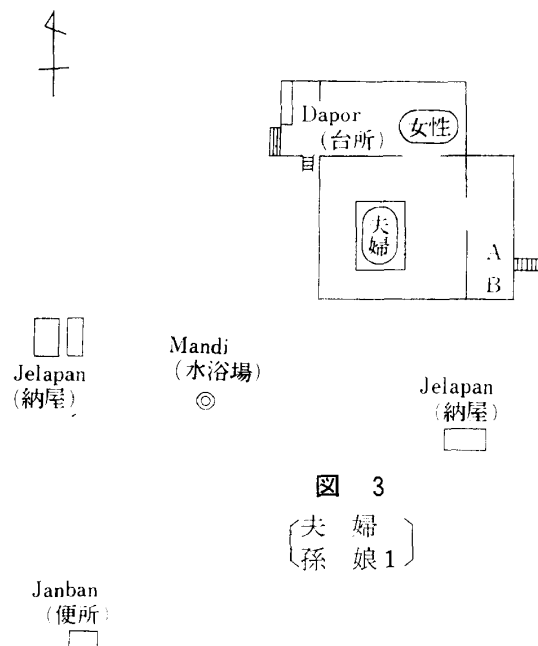


図 3

〔夫婦
孫娘1〕

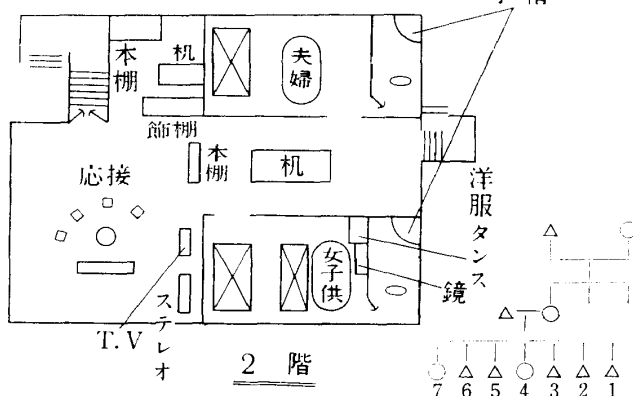
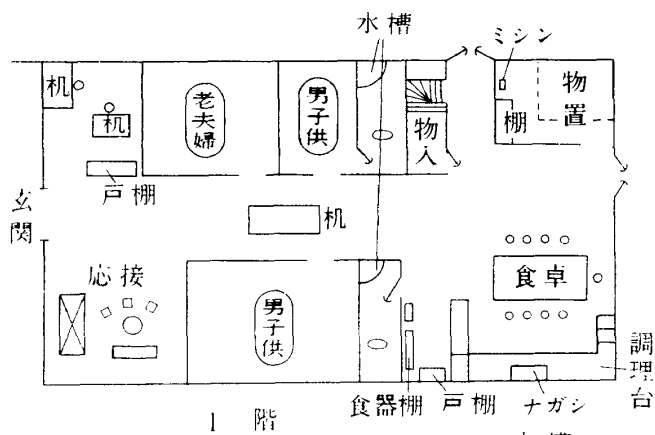


図 4

〔老夫婦
夫婦
子供—男子5
女子2〕

は全くもって不合理だと嘆いていた。一般には、男性があくまで平等に扱うなら仕方ない、我慢しようというのが女性側の意見である。

v) 家屋と家財 一般に村の家屋は高床式の nipah ヤシの葉でふいた純マレー家屋で、家具といっても夫婦用ベッドと衣装戸棚くらいである。しかし、裕福な家は、2階建、木壁トタン屋根で、1階はしっくいので鏡台、机、椅子など多くの家具を備えている。次に見取図をあげてみる。図2は中流農家、図3は下流農家、図4は町の上流家庭である。

台所 dapor は、図4の家では水道があり、炭を燃料に近代的な設備をしているが、図2、図3など、村の家屋では、雨水を飲料水としその他は池の水を使う。このため台所の入口近くの土間に必ず水がめが2、3個おいてある。もちろん、図4のように土間のない家では床下におく。町や村で土間にカマドを据え、食器棚、戸棚をおき、更に机、椅子をおいて食堂としている家もあるが、とくに図3の如き家が多い村では、食器類、台所用品は雑然と台の上に並べられ、薪を使う必要から戸外で煮炊きする。調理は普通、土間か床に坐りこんです。まな板など村では一切用いず、包

丁片手に器用に手にもって魚、野菜を切っている。

5 女性と慣習

マラヤ女性は、その誕生から死亡時に至るまで、様々な伝統的慣習を行なっている。都会の英語教育を受けた者にもまだ残っているこの慣習は、村落においては根強く浸透している。次に、こうした慣習を列挙する。

I. 出生時乳児に対する慣習 adat

- ① demah の儀礼（出生時）
- ② chuchor rambut 及び bagi nama の儀礼（生後7日目）
- ③ bawah turun bedak の儀礼（生後44日目）

II. 幼児・少女期

- ④ berkhatan or bersunat（2～3才）
- ⑤ khatan kuran（15才頃）

III. 成人

- ⑥ kahwin
- ⑦ 産前・産後の taboo と慣習
 - ① kirim perut の儀礼（産前妊娠7カ月目）
 - ② lenggan perut の儀礼（ク）
 - ③ bertengku（産後）
 - ④ 44日間の taboo（ク）

これら慣習はイスラムに従ったものと、土着の伝統的慣習 adat とに区別されるが、先にみたように ⑥ kahwin 婚姻儀礼ではこの両者が組合わされている。

④ khatan 割礼、⑤ khatan kuran コーラン読み修了式は、イスラムに従ったもので、行なうのを奨励されるが、その他は土着の慣習となったものである。そ

してこれら慣習に重要な役割を果すのが、bidan kampung で、呪医兼産婆（無免許の）である彼女が出産に関するあらゆる慣習、女子の割礼そして避妊及び堕胎の世話まで引きうけている。

さて、アロール・ジャングスでは国立の施薬所があり、政府派遣の助産婦 bidan kerajaan が無料で出産を助け、村の女性たちを指導している。しかし免許のない bidan kampung の力は強く、現在のところ村の女性は出産時に政府の助産婦を利用し、それ以外は全て bidan kampung の教える adat に従っているようである。

出産は第1子の場合大抵産婦の実家で行なわれ、bed room に近い清潔な部屋が用いられる。出産時準備される品は

イ. 小型マット 1枚

ロ. 布

ハ. sarong tangan, sarong kaki（蚊などの虫にかまれないよう、乳児が自ら顔などを傷つけないように手と足にかぶせる袋）

ニ. kain lampin（4隅に紐をつけた10×6インチの長方形の布と2隅に紐をつけた1辺6インチの三角巾とからなる腹まきセット）

ホ. bedong（襁褓、おしめ）

ヘ. その他、子供用品、衣類、ベッドなどで、さしあたって、イ～ホの品物が整えられる。出産時、bidan kampung が行なう場合、必ず penolongan と呼ぶ助手を2人使う。penolongan は大抵若い女性になり、将来の勉強をさせるという。彼女たちは産婦の頭、左足をたてて持ち押える役目で、実際のお産は右手に陣

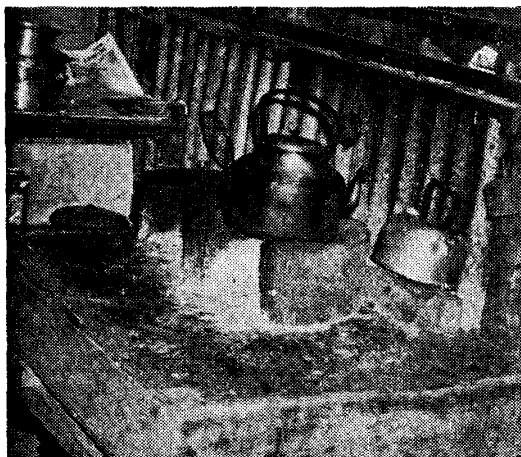


写真4 かまど

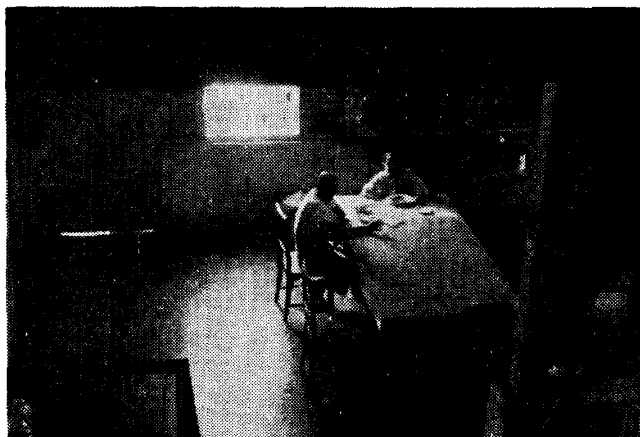


写真5 図3の家の台所

どった bidan がする。ただ難産の場合とか、12～13カ月すぎてもお産しない場合には病院におくられる。町では産院に入る人がかなり居るが村ではまだない。

双子、三ツ子の場合も特別視することはない。逆子の時は前もって手当をする。政府の助産婦は病院に送りこみ、bidan kampung は腹部を押えて正常位にするという。尚、出産時に支払われる費用は、bidan kampung がお産を手伝った場合 15M\$, penolongan には 50 sent ずつであるから少なくとも 16M\$ はかかる。一切無料の政府の助産婦の利用度が高くなるのは当然のことである。

次に前述した adat について、順次その内容をみていくことにする。

1. 出産時

① demah の儀礼 誕生後、臍の緒を処理した乳児にお湯・石鹼を用いて初湯 basoh lahir を使わせるがこの後で行なわれる儀礼で、sireh の葉を火にかざし腹部に当てる行為を3度繰返す。これには無病息災などの祈りがこめられるという。demah の後は、布を焼きその灰を臍の上におきその上から kain lampin をつけ、更に bedong をまく。そして手足に sarong tangan, sarong kaki をつけて母親の横におく。この saron tangan, sarong kaki は2カ月後に取除く。

② chuchor rambut 及び bagi nama 誕生後7日目にちなう乳児の髪剃りと名付けの儀礼である。この儀礼の順は

(イ) alim (イスラム教に明るい人。宗教識者) が来て乳児を祝福する。

- ㊦ bidan kampung が持参の剃刀で乳児の頭を剃る。
- ㊧ mandi (水浴) をさせる。
- ㊨ ikat tangan, tali pinggan (手足と腰に黒糸を巻く) をする。
- ㊩ balaha mulut (金の指輪、次いで青いバナナの輪切り、そしてミルクを次々に口にあてる) をする。
- ㊪ 乳児に bedong (おしめ) をあてる。
- ㊫ bidan kampung がこの日に作った endoi (写真6, 7 参照) にのせる。
- ㊬ 女兒には chuchur (耳たぶに穴をあける) をする。
- ㊭ bagi nama (名付け)
- ㊮ kenduri (供宴)

と続く。

㊫の endoi は buayan ともいい、sarong (布) と tali (紐), kayu (棒) で作った即席揺りかごのことで、1人の子に1つ、必ず bidan kampung がつくる。㊬の chuchur は耳飾りを通す穴を耳たぶにあけることで、6～7才で行なうこともある。村ではまだ大部分の人が行なっているが、町ではすでに幾分か廃れている。

㊭の名付けに際しては、bidan kampung があらか

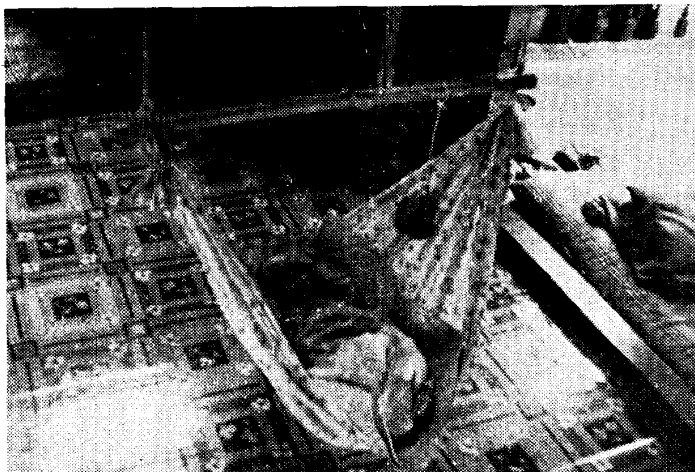


写真6 endoi 誕生後7日目に bidan kampung が製作

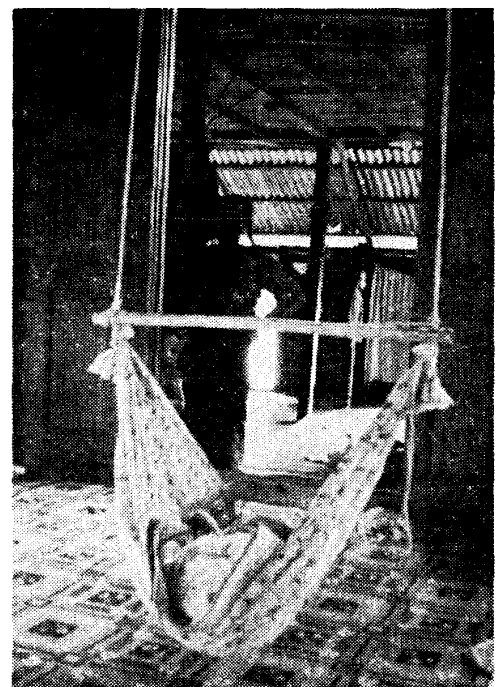


写真7

じめ作ってきた名前と、両親が選んだ名前とが alim の他親族一同で比較検討される。この決定権は父親にあり、名前を決めた翌日、村の police station に父親が届け出る。

この7日目の儀礼は、マラヤ全域にあるようだがその方法は地域によって異なる。Singapore ではこの日に床あげをし、bidan に贈物をする。そして髪を剃るのは44日後だという。(Djamour, J., op. cit. pp. 89-91)

③ bawah turun bedak の儀礼 出産後44日間母子共に一切外出できない taboo があるが、この taboo があける日、44日目に初めて乳児を外に出す儀礼がこれである。これは alim が乳児を祝福して外に連れ出し、子供の足を大地につけるだけのものである。このとき地面に 10sent 貨幣か金の指輪をおきその上に足をのせて、直接子供の足が地面につかないようにするきまりがある。なおこの日から乳児は endoi をおり、bed に寝かされるという。

Ⅱ. 幼児・少女期

④ berhatan, bersunat (割礼) 村では男子が9～11才、女子が2～3才で割礼(hatan)を行なう。男子の場合 mudin という専門家がいののに対し、女子は bidan kampong が自分の家か又は割礼を受ける子供の家で行なう。また男子の割礼が成人式を兼ねた華やかなもので、kenduri (供宴) があるのに対し、女子の場合は義務的にひっそりとなされ kenduri もない。但しアロール・スターでは女子は7才で割礼し、男子の場合と同様 kenduri を行なうといい、クアラルンプールでは割礼年齢はアロール・ジャングスと同じだが、割礼者はコーランを教えた教師 guru agama で、兄弟姉妹、同じ年頃の者が同じ日に割礼し、共に kenduri をするという。8月10日、bidan kampong の家で立会うことができた女兒の割礼の様子を述べると、先ず準備される品は、

- ① ナイフ (西洋剃刀、刃先を 2cm くらい残し、あとは布をまきつけておく。)
- ② pinang (kachin という pinang 切りで、厚さ 2cm くらいに切り、両端を切りとっておく。)
- ③ 1 個
- ④ benang mantah (白木綿糸) 1 縷
- ⑤ 綿 少々
- ⑥ beras pulut kuning (黄色く色づけしたもち米) 少量

である。割礼の順序は、

1. 胡座をくみ坐った母親がひざの上に子供をおく。
2. bidan kampong が子供の首に 白い木綿糸のかせをかける。
3. beras pulut kuning をひとつまみ切断個所に当てる。
4. pinang の角を台にして剃刀で切断。
5. 綿で切り口をおさえる。
6. 子供の首にかけてあった糸かせで、beras pulut kuning をつまんで3度子供の頭に振りかける。

以上、準備の時間も含めて約10分で完了する。甘皮を切りとるだけであるため出血もなく、子供の恐怖心さえなくしておけば、簡単に済んでしまう。この費用は、bidan が出張して行なう場合は最低 1.50M\$ というが、この時は紙の上に pinang, sireh 少々と共に 60sent のせてあり、bidan は少ないと渋い顔をしていた。

尚、割礼の時使った pinang と切取った甘皮を sireh の葉にのせ、kopor (石灰) をふりかけたものを紙にくるみ持っている子供ができないという。

⑤ khatan kuran 5～6才から始まったコーラン読み方教育の修了した時に行なう儀礼で、普通は男女共15才頃に行なう。勿論これより早く行なうこともある。

Serangor では10才頃に行ない、khatan kuran の後すぐ berhatan (割礼) をして子供の成人を祝い、盛大な kenduri をするのが普通だといわれる。Kedah でも、khatan kuran と割礼を一緒に行なう例は多い。

khatan kuran の日、コーランの読み方を教えた教師 guru agama はじめ親族、友人たちの前で子供は覚えたコーランを唱しその才能を披露する。そしてその後で kenduri (供宴) があり、guru agama はお礼として子供の両親から10M\$ 贈られる。この式を済ますと、子供に対する親の義務はもう婚姻相手を選択することだけとなる。

Ⅲ. 成人

⑥ 産前産後の taboo と慣習

① kirim perut の儀礼 妊娠7ヵ月目に行なう bidan kampong との契約儀礼を kirim perut という。この儀礼は出産に際し必ず行なわれるもので、父親

となる人が若干の sireh の葉と pinang, ローソク 1 本, それに 15~50 sent の現金を紙にのせ bidan kampong のところに持ってゆき, bidan がこれを受取ると出産時の手助けが確保されるという仕組みになっている。実際に出産時に頼む予定でなくてもこの儀礼は行なわれ, 村に 2 人 bidan kampong が居れば 2 人にこの契約がなされる。

㊤ lenggan perut これは kirim perut に引続き, 妊婦の家で bidan kampong が行なう儀礼で, 初産の時のみ行なわれる。これに先立ち準備される品は,

- イ. 玄米 1 ガンタン
 - ロ. damar (ゴムの樹皮を円筒状にまるめたもの, 30 cm くらいの長さ)
 - ハ. 熟したココナツ 3 個
 - ニ. benang mantah (白木綿糸) 1 綫
 - ホ. bakoh (籠, ココナツの実が余裕をもって入る程度の大きさをもつもの)
 - ヘ. sarong 2~3 枚 (枚数に制限なし)
 - ト. ココナツ油 (またはオリーブ油) 少量
- あらかじめ籠に玄米, ココナツ 1 個 damar を入れ, ココナツには benang mantah をかけておく。

bidan が妊婦の家に着くとすぐ妊婦に mandi (水浴) をさせ, 床に寝かせて左右足下に皮をはいだココナツを 1 つずつおく。妊婦の腹部に油をつけた bidan は, 静かにさすり, 籠に入った方のココナツで腹部を 7 回撫で下す。7 回目にココナツを腹上にのせたまま手を放し, ころがり落ちたココナツが上をむけば (実の根もとの方が上になれば) 生まれる子は男子, 下になれば女子だと信じられている。このあと mandi をして終るのであるが bidan はこのお礼として bakoh 一式と sarong, それに sireh, pinang と共に紙にのせた 2.50M\$ のお礼を受ける。妊婦の足もとにおいたココナツは油をとり, 妊婦は出産の日まで毎日, この油を御飯にかけて食べる。この儀礼の後には kenduri (供宴) があり, 村人が招待されるという。

Alwi bin Sheikh Alhady, *Malay Customs and Tradition*. Singapore, 1962. pp. 13~15. では, kirim perut はマレー半島北部で, lenggam perut は南部で

行なわれ, lenggan perut では bidan が 7 色のサロンの上に寝かせた妊婦を持上げ, これを振るという。しかし Keban Siam 村では, kirim perut はすべての出産に対し, lenggan perut は初産の時のみ行ない, 更に lenggan perut の時 sarong を準備するが用いず, 前述の如きものであった。

㊦ bertengku 出産後 3 日間, 産婦はお湯で mandi し, ubat param (植物の一種で作った塗薬) を全身につける。そして通い来った bidan kampong が産婦の全身をもみほぐす (berlurut)。また, 出産と同時に始まる 44 日間の taboo 期を通じて, 1 日 2~3 回, 正式には鉄の棒と言われるが普通は手頃な大きさの石を火で暖め, これを腹部にあてる。1 回 30~60 分行なうというが, これは腹部の冷えるのを防ぐとともに, 腹部の皮を早く引締める効果があるという。この暖めた石を tungku といい, これを腹部に当てることを bertengku という。

㊧ 44 日間の taboo (pantang) 前述の如く出産後 44 日間は母子共に外出を禁じられている。この期間を pantang というが, この間は, tungku をすること, baros (木蘭科) という木の根を粉末にしたものを mandi の後につけること, そして胡座をかかず横座りにすることの他は食事の制限である。

食べて良いものと悪いものは, 同じ村でも人により非常に異なる。例えば bidan kampong が卵・野菜類は一切許可していないのに, 彼女に kirin perut や lenggam perut をしてもらい, 政府の助産婦に出産を頼んだ婦人は, 卵を食べ栄養をつけないと駄目だからといい, また野菜も広範囲に食べている。

食用を禁じられるものは, ikan sembilang とか gelama という魚, その他多種の魚, 野菜特にキャベツ, 果物特にブドウ, リンゴ, マンゴ, チュンブダ等で, それにビーフン (ミー, 中国風ヤキソバと汁ソバ), 紅茶があげられる。許可された食品は, 米, 水, マレー式コーヒー, ビスケット, ごく限られた種類の魚, 肉で, 限られた種類の野菜, 果物も含める人も多くいた。

こうして 44 日間, 家の中で子供の世話や軽い家事をするだけの生活をおくるのである。